

氏名 (生年月日)	<small>クボニフ</small> 久保庭	<small>サトシ</small> 慧	(1987年12月9日)
学位の種類	博士(法学)		
学位記番号	法博甲第133号		
学位授与の日付	2019年3月15日		
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項		
学位論文題目	国際文化法と持続可能な開発		
論文審査委員	主査 西海 真樹 副査 北村 泰三・宮野 洋一・目賀田 周一郎・鈴木 淳一		

内容の要旨及び審査の結果の要旨

I. 本論文の主題と構成

本論文の主題は、元来、環境保護と経済開発の両立をめざすものとして提唱・発展してきた持続可能な開発が、文化領域においてどのように発現しているか、そこにどのような問題が生じているかを理論的に考察することである。持続可能な開発の観点から文化を捉えた場合に、持続可能な開発の中核的構成要素である統合原則と衡平原則が文化領域に拡張、適用されることになるが、そのさいに、文化領域においてこれらの原則がどのように維持され、どのように変容しているかが論じられている。本論文の構成は、以下のとおりである。

序章

- I. 問題の所在
- II. 本稿の方法
- III. 訳語及び概念の定義
- IV. 本稿の構成

第1章 文化と開発の国際法構想

- I. ジュアネの公正な国際社会の構想
- II. ジュアネの公正な国際社会構想再訪：より統合的な理解に向けて
- III. 小括

第2章 文化と複数の「開発」概念

- I. 文化と複数の「開発」概念の連関：ユネスコの実行とその類型化
- II. 文化多様性条約における複数の「開発」概念の混在と統合
- III. 小括

第3章 文化の領域における統合の発現と機能

- I. 持続可能な開発の「統合」機能：分析枠組の同定
- II. ユネスコ三条約の内部における「統合」の様態
- III. 文化の法規範と他の法規範の間の「統合」の様態
- IV. 小括

第4章 文化の領域における世代間衡平の発現と機能

- I. 世代間衡平理論の概要
- II. 世代間衡平理論の文化分野へ適用と拡張
- III. 文化の領域において世代間衡平論を語る意義
- IV. 小括

第5章 文化の領域における世代内衡平の発現と機能

- I. 世代内衡平の概要と世代間衡平との関係
- II. 世代内衡平と文化
- III. 小括

終章

- I. 本稿での議論の概略
- II. 残された課題

参考文献一覧

II. 本論文の概要

本論文は、序章と終章を含め、全7章から構成されている。

序章において筆者は、持続可能な開発と文化多様性は、いずれも現代国際社会が直面する重要な課題として提唱され、それは国際社会に定着しつつある。しかしながら、両者がどのような関係にあるのかについては概念的なお未整理である。また、両者の関係が国際法学の従来の枠組のなかにどのように位置づけられるのかについても、未だに明確になっていない、と述べた上で、本論文をこれらの未解決の論点への1つの応答と位置づけている。

第1章では、国際社会における公正の要素として、南北発展格差などの経済・社会的不平等を是正するための開発の問題、および、個人・人民・少数者・特定国にたいする承認の問題の2つが扱われる。両者の関係を考察するエマニュエル・トゥルム＝ジュアネの国際法構想がとりあげられ、その概要を確認しつつ方法・内容の見地から批判的検討が行われる。次いで筆者は、ジュアネの構想の問題点・不足点を補完するものとして持続可能な開発が有効であると述べる。筆者も気づいているように、法規則の詳細な分析はジュアネの目的とするところではなく、彼女の目的は公正な国際社会の在りかたとはいかなるものかについて、その全体像を描き出すことである。それこそが開発と承認からなる彼女の国際法構想だった。その問題提起を受け止め、各自の問題関心に応じて批判的・発展的にこれを継承していくことをジュアネは求めており、筆者はその営みの1つとして本

論文を位置づけている。

第2章では、持続可能な開発と文化との関係の概念的整理が行われる。それを行うさいにまず留意すべきなのは、開発概念の多義性・複数性である。人間開発や持続可能な開発という新たな開発概念の登場により開発の意味内容に質的な変容が生じている一方で、従来型の経済開発はなお維持・支持され続けている。これらの複数の開発概念が互いに依存・衝突しながら並存しているのが現状である。このような開発概念の多義性故に開発と文化との関係も多義的なものとなる。この点を整理しなければ持続可能な開発と文化をめぐる言説や実行を正確に把握することはできない、というのがここでの筆者の主張の眼目である。

ここで筆者が重視するのは、文化多様性条約において開発概念が経済開発、人間開発、持続可能な開発の3つに類型化され、これらと文化多様性が統合的に把握されていることである。「持続可能な開発に資する条件を創出するためにすべての段階における開発政策において文化を統合すること」を求める同条約第13条により、持続可能な開発を通じて3つの開発が統合的に把握されることになる。本来的に包括性・統合性を有している持続可能な開発を通じて複数の開発概念が統合的に把握されるに至ったことを、筆者は高く評価する。

第3章では、筆者は持続可能な開発の中核的要素の1つである統合原則が、文化の領域においてどのように発現し、どのような機能を果たしているかという点を検討している。具体的には、分析枠組として「調整(conciliation)」及び「相互支持(soutien mutuel)」の2つを用い、環境・経済・社会(人権)・文化という4者の統合の態様を、世界遺産条約・無形文化遺産条約・文化多様性条約という3つのユネスコ条約それぞれの内部のレベル、および、これら3条約とそれら以外の国際法規範との間のレベルの2つに分けて考察している。

3条約の内部レベルにおいては、文化と環境、文化と経済、文化と人権のいずれの場合においても、「調整」と「相互支持」が頻繁に相互に見出される。その理由を筆者は、3条約が政策の立案・決定の場を念頭において作成されたことに求めている。すなわち、文化遺産を保護し文化的表現多様性を保護・促進するための有効な措置を各主体にとってもらうためには、諸価値間の衝突・調整という否定的な側面だけでなく、一方価値の追求が他方価値も促進するという相互支持の側面もあわせて強調し、各主体が持続可能な開発を積極的に考慮するためのインセンティブを作っておく必要がある。3条約内部における調整パラダイムと相互支持パラダイムの共存にはこのような配慮が反映している、と筆者は捉えている。

次いで筆者は、視点を3条約とそれら以外の国際法規範との間のレベルに移し、3条約の文化規範領域とそれ以外の国際法規範領域との間の統合の様態について検討する。そこで明らかになるのは、間隙規範・架橋規範・時際法規範としての性質を有する持続可能な開発が、相異なる規範領域を接合する機能を果たしていることである。このような機能は、環境、経済、人権という持続可能な開発に関連する規範領域において、文化にかんする規範領域の展開・蓄積を読み込んだ解釈を行

うという、発展的解釈の手法を通じて実現されている。

以上の検討の結果、3条約内部においても、3条約とそれら以外の規範領域との関係においても、従来から議論されてきた「経済と環境」と同様、「文化と経済」「文化と社会（人権）」「文化と環境」もまた、統合という認識枠組の下で把握できることが論証されている。

第4章では、持続可能な開発のもう1つの中核的要素である衡平原則が検討される。ここで扱われるのは世代間衡平である。筆者は、まず世代間衡平概念の概要を整理し、それを「未だ存在しない将来世代のために今を生きる現在世代にたいし応分の負担や配慮を求める」倫理であると述べる。国際法分野で世代間衡平を包括的に考察したイーディス・ブラウン＝ワイスによれば、世代間衡平は、選択性の確保、環境質の保護、アクセスの保護という3つの原則からなる。それは地球環境の保護とその将来世代への継承のための理論である。

このような世代間衡平を文化領域にあてはめるとどうなるか。これが本章における筆者の問題関心であり、筆者は UNESCO の実行に依拠しつつ、この問題に応答する。UNESCO では、武力紛争時の文化財保護条約（1954年）に世代間衡平的な考えの萌芽がみられ、世界遺産条約（1972年）において文化財保護の世代間継承が明確に導入され、文化の世代間継承の重要性は、その後の無形文化遺産条約（2003年）や文化多様性条約（2005年）においても明言されている。他方、UNESCO では文化を「生活様式、人間の基本的権利、価値観、伝統および信仰」と広く捉えるパラダイムシフトが進行し、そこでの文化は集団的アイデンティティを伝達する媒体として機能する。このような文化的アイデンティティの世代間衡平には、自然環境の世代間衡平とは本質的に異なる点が2つある。1つは、後者がもっぱら現在から未来へ向かう指向性を有しているのに対して、前者は、「歴史的被害への救済」の場合にみとれるように、そのような指向性のみならず現在から過去または過去から現在に向かう志向性もあわせもっていることである。もう1つは、ワイスのいう選択性の確保を文化にあてはめた場合、それは文化多様性の確保を意味するが、自然環境の場合とは異なり、文化保護の文脈では「保護すべき文化」と「保護すべきでない」の選別が行われることである。文化は一方で人権による是正・否認の対象となり、他方で人権による保護の対象になる。このような文化の差異を決定することは常に一律・明解に行えるとは限らない。筆者はこのように論を進め、文化領域における世代間衡平の意義と課題を指摘している。

第5章では、世代内衡平に焦点が当てられ、その文化領域への応用と拡張の可能性が論じられる。世代内衡平は「将来世代がその必要を満たす能力を損なうことなく現在世代の必要を満たす開発」という、ブルントラント委員会が提唱した持続可能な開発の定義のなかの「現在世代の必要を満たす開発」に対応している。それは世代間衡平と不可分の関係にある。世代内衡平を考えるさいには国内における富や責任の配分という国内レベルの視点と、国家間における富や責任の配分という国際レベルの視点の双方が必要であると筆者は述べる。

このような世代内衡平は文化領域においてどのように発現しているか。これが本章における筆者

の問題関心であり、筆者はこの問題を UNESCO の実行に依拠しつつ考察する。

文化領域における世代内衡平は、まず文化にかんする国家間協力の形をとって現れた。UNESCO 憲章や国際文化協力原則宣言（1966 年）を端緒とし、世界遺産条約を通じて制度化された国際協力の枠組は、文化領域における世代内衡平の具体的発現形態となった。他方、世代内衡平を国際法的に表現したのが共通だが差異ある責任の原則である。一方で全ての国に環境保護への共通の責任を課し、他方でその責任配分について先進国と途上国の間に差異を設けるというこの原則は、リオ宣言以降の国際文書に頻繁に登場する。この原則を文化領域において考えると、まず共通の責任に対応するのが「人類の共同遺産としての文化」であり、この点について諸国の対立は特に先鋭化していない。次いで差異ある責任については、文化の貧困化や文化の消滅を先進国の責任とする論理は成立しにくく、むしろ文化の保護・促進にかかわる諸国の財政的・技術的な能力格差が、責任差異化の根拠になっている。

文化領域において途上国に有利な国家間協力が推進される場合、途上国は自らが適当と考える文化を自国の文化としこれを保護・促進する措置をとる。それは国家レベルでの文化多様性を推進するものの、国内的文化多様性を確保するとは限らない。国にとって都合のいい文化や国を代表する多数者の文化が保障される一方で、国内の少数者の文化が保障されず抑圧・弾圧される状況が生じ得る。差異ある責任の国家中心的性格が孕むこのような問題には文化的権利、とりわけ文化的生活への参加権、少数民族の文化享有権などの人権規範により対処し、国内的文化多様性を保障する道を開くべきである、と筆者は強調している。

終章において、筆者はこれまでの議論の概略を述べた上で、今後の課題を挙げている。それは、(1) 本論文が提示した理論枠組の可否を、とりわけ各国の文化政策の具体的検討を通じて実証すること、(2) 文化領域における持続可能な開発の発現形態を、本論文で検討した世界遺産条約、無形文化遺産条約、文化多様性条約にとどまらず、他の国際規範（他条約、国際慣習法、ソフトロー）においても考察することで理論枠組を問い直すこと、(3) これらの作業を通じて、体系的法領域としての国際文化法を構築すること、の3つである。

Ⅲ. 本論文の評価

本論文の意義として次の2つが挙げられる。

第1に、持続可能な開発を文化という筆者の問題関心についてである。持続可能な開発は、元来、環境保護と経済開発を両立させるための概念として提唱され、発展し、国際社会により承認されてきた。そのプロセスのなかで持続可能な開発は、環境、開発のみならず社会、人権、文化へとその射程を拡大してきた。持続可能な開発と文化という研究テーマは、諸外国においても日本においても比較的新しい研究テーマであり、研究の蓄積も少ない。たとえば西海は「持続可能な開発の文化的側面」というテーマを設定し、持続可能な開発が人間社会の持続可能性を論じるものである以上、そこに文化的側面が当然存在しなければならないとの観点から、国際立法や国際判例にそれが徐々

に反映しつつあることを論じたが（「持続可能な開発の文化的側面」『国連研究』13号 2012年、「文化多様性条約における持続可能な開発」（北村・西海編著）『文化多様性と国際法—人権と開発を視点として』2017年）、それは基本的に条約規定の意味内容の確定と紛争解決機関の解釈・適用の批判的検討にとどまっている。これにたいして筆者の問題関心は、持続可能な開発を文化領域に適用した場合に、統合原則・衡平原則という持続可能な開発の主要原則がどのように維持され、どのように変容するかという、より根源的な理論問題に向けられており、持続可能な開発と文化にかんする従来の研究に比べてその研究はより深く、野心的挑戦的なものになっている。

第2に、筆者がそのような問題関心にもとづいて行った研究の成果についてである。上にみたとおり、筆者は、持続可能な開発の中核的構成要素として統合原則と衡平原則に注目し、持続可能な開発を文化領域に適用した場合にこれらの原則がどのように維持され、どのように変容するか、環境・開発問題にみられなかった新たな問題がいかにかんじているかを分析・考察するが、そこにおける論理展開と複雑な現象の処理のしかたは、精緻かつ斬新である。このことは、統合原則について、環境・経済・社会（人権）・文化という4者の統合の態様を世界遺産条約・無形文化遺産条約・文化多様性条約という3つのユネスコ条約の内部関係とこれら3条約とそれら以外の国際法規範との関係という2つのレベルに分けて考察している点や、結論として3条約内部でも3条約とそれら以外の規範領域との関係でも、従来から議論されてきた「経済と環境」と同様、「文化と経済」「文化と社会（人権）」「文化と環境」もまた統合という認識枠組の下で把握できることを論証している点にみてとることができる。衡平原則についても、文化的アイデンティティの世代間衡平には自然環境の世代間衡平とは本質的に異なる点が2つあることを指摘している点や、文化領域において国家間協力が推進される場合、国にとって都合のいい文化や国を代表する多数者の文化が保障される一方で国内の少数者の文化が保障されず抑圧・弾圧される状況が生じるが、このような問題には文化的権利とりわけ文化的生活への参加権や少数民族の文化享有権により対処し、国内的文化多様性を保障すべきであると述べている点に、よく現れている。

他方、本論文の課題としては、以下の2つが挙げられる。

第1に、本論文は理論研究にとどまっており、実証研究がほとんどなされていないことである。理論研究として本論文に優れた点はいくつもあることは上述したとおりであるが、持続可能な開発と文化の問題、持続可能な開発の基本原則が文化領域にどのように適用されているかという問題をより現実に即して具体的に把握するためには、実証研究を行うことが不可欠である。たとえば、UNESCO 諸条約の作成のさいに諸国はどのように各条文を解釈し、どのような意見を述べ、最終的にどのような態度をとり、当事国となった後にそれらの条約をどのように実施しているか。持続可能な開発の統合原則・衡平原則を諸国の為政者、外務省、NGO はどのように理解しているか。両原則の文化領域への適用を論じるなかで筆者が述べたさまざまな理論仮説を支える（あるいはそれに反する）現実の実行がどのように行われているか。持続可能な開発とのかかわりにおいて各国はどのような文化政策を実際に策定・実施しているか、といった実証作業に今後とりくむことが筆者に求められる。

第2に、論文題名にある「国際文化法」についての構想・体系がほとんど示されていないことである。持続可能な開発と文化の問題、持続可能な開発の基本原則が文化領域にどのように適用されているかという問題は、国際文化法を構想するに当たって避けて通ることのできない重要な要素であることは疑いを容れない。しかしながら、それだけで国際文化法が構想・体系化できるわけではない。文化の定義、法の目的・主体・客体、基本原則・権利・義務、紛争解決方式などが備わって始めて1つの法システムということができるはずだが本論文はそれには程遠い状況にある。国際文化法構想はこれまでも若干の国際法研究者により提唱されてきた。ただ、各構想が独自の目的と文化認識にもとづいて行われているため、それらの構想のあいだには相違点も少なくない。今後、国際文化法という法分野が確立するためには、より共通性の高い目的と文化意識が共有される必要がある（稲木徹「国際文化法構想—現状と課題」『法学新報』116巻3・4号2009年）。国際文化法の構築に向けて、筆者もそのような目的・文化意識の形成に寄与することが求められるだろう。

今後、筆者がこれらの課題に鋭意とりくみ、持続可能な開発と文化との関係についての研究をさらに推進し、「国際文化法」を構想・体系化していくことが大いに期待される。

IV. 結論

本論文への以上の評価と最終試験の結果をふまえて、本論文の審査委員一同は、全員一致により、本論文が博士（法学）の学位を授与するにふさわしいとの結論に至った。